

## 間接被害に係る補償金 ご請求に関するご説明

平成23年10月

東京電力株式会社

---

### 【間接被害とは】

福島第一原子力発電所事故及びその後の放射性物質の放出により損害を受けた第一次被害者との取引に代替性がないため、相当因果関係を有する減収分（逸失利益）及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用をいいます。

### 【対象となる方】

以下の条件を満たす法人さま又は個人事業主さまが対象です。

- ①第一次被害者が存在していること
- ②第一次被害者との取引に代替性がないこと

## 【対象となるご損害と補償内容】

### ① 逸失利益（売上減少額－費用減少額）

- ・ 本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額を控除した金額を補償いたします。

### ② 追加的費用

- ・ 本件事故に起因して負担した必要かつ合理的な範囲の追加的費用や本請求に伴って生じた各種証明書類の取得費用等の実費を補償いたします。

2

## 【補償金額の算定方法】

補償金額

=

※逸失利益

+

追加的費用  
(実費)

### ※逸失利益の算定例

#### ① 基本的な算定方法

逸失利益

=

売上減少額

－

費用減少額

#### ② 既発生費用額が契約等で把握可能なケース

逸失利益

=

既発生費用

+

予定利益

#### ③ 大量に生産、取引が発生するケース

逸失利益

=

売上減少額

×

貢献利益率

3

## 【ご用意していただく主な書類】

- ◆ ご請求者さまが確認できる資料
  - ・ 個人事業主さまの住民票、法人さまの商業・法人登記簿謄本
- ◆ 平成23年3月11日時点で「損害の発生した事業所の所在地」において活動していたことが確認できる資料
  - ・ 直近の納税証明書、所属団体の証明書 等
- ◆ 第一次被害者との取引関係及び当該取引に代替性がないことが確認できる資料
  - ・ 取引基本契約書、注文書、営業管理資料 等
- ◆ 間接被害の発生期間が確認できる資料
  - ・ 販売管理資料、製品等の生産記録、原材料の受払記録 等
- ◆ 逸失利益の算定の根拠が確認できる資料
  - ・ キャンセルされた売上に関する取引先の通知、原価計算資料 等
- ◆ 追加的費用の金額と内容が確認できる資料

※ 詳細につきましては、個別に当社にご相談願います。

## 各請求書類のご記入方法

7

6

また、算定の根拠となる照明書類の  
コピーをご添付ください。

7

第一次被害の発生に伴い、間接被害が発生したことにより、追加的に発生した費用および発生した状況についてご記入ください。